

第五回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年3月17日（火曜日）10時から
場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 開会

2 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・現在の状況、対応等について（各課）
- ・4月以降の主催行事、施設の利用について
- ・公共施設の4月以降の申請者による利用中止に対する使
用料還付の取り扱いについて
- ・本市での取組み、支援策について
- ・市広報4月1日号掲載内容の確認について

(2) その他

3 閉会

WHO、パンデミックを宣言 テドロス事務局長、対策強化促す

毎日新聞 2020年3月12日 01時53分(最終更新 3月12日 12時50分)

世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は11日、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大について、世界的な大流行を意味する「パンデミックと呼べる状態だ」と述べた。各国に、ウイルスの感染拡大を抑え込むための対策の強化を促した。

WHOの基準では、インフルエンザ以外の感染症でパンデミックを宣言する枠組みを持たないが、テドロス氏は今回、世界規模の感染の拡大を受けて例外的に宣言した。

WHOは1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)に該当すると宣言した。ウイルスの早期発見などの措置を各国に求めたが、渡航制限などは要請しなかった。

WHOはインフルエンザに対してのみ、感染の状況が最も高い警戒水準に達した場合に「パンデミック期」を宣言し、製薬会社にワクチンの増産などを勧告する。

パンデミック宣言は2009年に新型として流行したH1N1型インフルエンザでも出されたが、感染力が強い一方で弱毒性だったため、社会に混乱を招いたとしてWHOが制度を見直した経緯がある。

現在の発生状況及び本県の取組について

資料 1

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (3/11 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	117,364	中国国内	80,778
		中国以外(107カ国・地域)	36,586
死亡者数	4,274	中国国内	3,158
		中国以外	1,116

3/11、WHOは「パンデミック(世界的大流行)と表現できるとの判断に至った」と表明

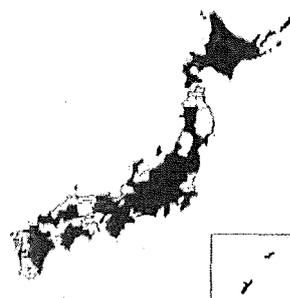
イ 日本国内 (3/11 12:00 現在)

(人)

	PCR検査実施人数	検査陽性									
		うち無症状	うち有症状	退院者	入院中の者	重症				入院待機中	死亡者
						軽〜中等症	人工呼吸器等	症状確認中			
①国内発生事例 (②除く)	9,195	552	60	492	88	392	194	26	161	11	12
②チャーター機	829	15	4	11	11	0	0	0	0	0	0
合計	10,024	567	64	503	99	392	194	26	161	11	12

※ 3/12 までに、33都道府県で発生

- 神奈川県、東京都、愛知県、奈良県、北海道
- 大阪府、三重県、京都府、千葉県、和歌山県
- 沖縄県、福岡県、埼玉県、石川県、熊本県
- 栃木県、長野県、岐阜県、滋賀県、静岡県
- 高知県、新潟県、宮城県、兵庫県、大分県
- 山口県、愛媛県、宮崎県、山梨県、秋田県
- 広島県、群馬県、福島県

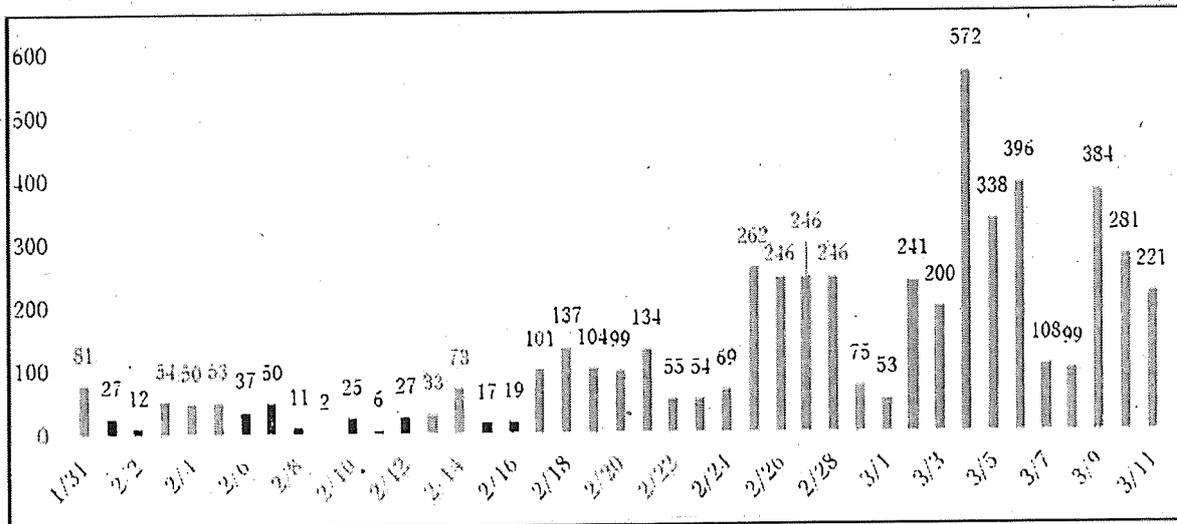


(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31 ~ 3/11)

全県相談件数 : 5,298件

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡
 2月17日：相談・受診の目安を国が公表
 2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表
 3月3日：県内初患者発生

イ 相談内容等 (1/31 ~ 3/5) (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談列)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	2,192	1,027	396	48	2,370	6,033

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:1,870件

ウ PCR検査 (2/15 ~ 3/11)

これまで、113人にPCR検査を実施し、陽性者は3名

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー (ポイント)

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 (486 億円)

◆感染拡大防止策 (107 億円)

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策 (186 億円)

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- ・ 布製マスク 2,000 万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- ・ 医療機関向けマスク 1,500 万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR 検査体制の強化 (10 億円)

- ・ PCR 検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- ・ PCR 検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速 (151 億円)

- ・ 緊急時に 5,000 超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- ・ AMED 等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
- ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 (2,463 億円)

◆保護者の休暇取得支援等 (1,556 億円)

- ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例 (207 億円)

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等 (470 億円)

- ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援

◆学校給食休止への対応 (212 億円)

- ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- ・給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進 (12 億円)(3) 事業活動の縮小や雇用への対応 (1,192 億円)◆雇用調整助成金の特例措置の拡大 (374 億円)

- ・特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
- ・特別な地域における助成率の上乗せ(中小 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策 (782 億円) ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- ・信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)
- ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」等の活用(最大5,000億円規模)
- ・DBJによる国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応 (36 億円)

- ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化(4) 事態の変化に即応した緊急措置等 (168 億円)◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
- ・公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化 (155 億円)

- ・WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

『「基本は手洗い。」キャンペーン』の実施について

1 趣旨

県内でアルコール消毒薬が不足する中、流水と石けんで手を洗うことにより、ウイルスの感染力が大幅に抑えられることから、県民の皆さんに、手洗いの実施を呼び掛け、正しい手洗いの方法の周知を図るキャンペーンを実施する。

2 実施内容

次のとおり、手洗いに係る広報・周知活動を行う。

(1) 各種広報媒体による集中的な広報

○テレビスポットの放映

15秒CMを制作し、民放テレビ3局（TYS, KRY, YAB）で放映
3月13日（金）～15日（日）、各局1日3回（朝・昼・夜）

○新聞広告の掲載

山口新聞・中国新聞、3月17日（火）掲載予定

○FMラジオでのお知らせ

3月16日（月）～、エフエム山口の県政番組内で毎日放送

○その他、ホームページ、SNS等による情報発信

(2) テレビ番組・ラジオ番組への働きかけ

情報番組等での取り上げについて、テレビ局等へ協力を依頼
保健師等の出演により正しい手洗いを実演する予定

(3) チラシの配布

各市町、県医師会等医療関係団体、社会福祉施設等へ配布

アルコール消毒薬が不足しています

基本は手洗い！

流水と石けんで手洗いをしましょう。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

帰宅時、調理の前後、食事の前、
咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、トイレの後…

➔ **正しい手洗い30秒間！！**



流水と石けんで手指を洗うと「手洗いなし」と比較して、ウイルスの感染力や遺伝子量を100分の1未満に抑えられることが分かっています。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

【出典：首相官邸 HP より】

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

② 手の甲をのばすようにこすります。

③ 指先・爪の間を念入りにこすります。

④ 指の間を洗います。

⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。

⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



山口県

新型インフルエンザ等対策特別措置法（改正案）の概要

目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対象

新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症、新型コロナウイルス感染症（2年以内に限定）

緊急事態措置

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害をあたえるおそれがあるもの）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

期間・区域を決定して国が宣言

《都道府県知事の主な措置内容》

- ①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ②医療実施の要請・指示、臨時医療施設の開設
- ③緊急物資の運送の要請・指示
- ④特定物資（医薬品・食料等）の売渡しの要請・収用
- ⑤埋葬・火葬の特例
- ⑥生活関連物資等の価格の安定
- ⑦行政上の申請期限の延長等

山陽小野田市健康増進課作成追加資料

緊急事態宣言がされた場合の市の対応について
(「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」より)

- ① 県の外出自粛要請に、適宜協力する。
- ② 医療機関は、医療の提供を行うため臨時の医療施設を設置する。
- ③ 国が行う各登録事業者における事業継続の状況や従業員のり患状況の確認に協力する。
- ④ 水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 生活関連物資等の価格の安定のため、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をする。必要に応じ、関係事業者団体等に供給の確保や便乗値上げの防止を要請する。また、市民からの相談・情報窓口の充実を図る。
- ⑥ 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ⑦ 市内の火葬炉を可能な限り稼働させる。死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える場合は、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正(第2条関係)
 - 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する(暫定措置)。
2. その他所要の改正を行う。

施行 期日

公布の日の翌日(令和2年3月14日)

閣 副 第 2 3 9 号
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令
で定める日を定める政令」の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）については、第 201 回国会（通常国会）において、本日、可決成立し、公布されたところです。また、関係の政令である「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令」（令和 2 年政令第 45 号。以下「政令」という。）についても、本日公布されました。

新型コロナウイルス感染症の国内における更なる感染の拡大も懸念されるどころ、最悪の事態も想定し、国民生活や国民経済に及ぼされる影響を最小限にするよう、早急に必要な法制度を整える必要があります。

今般の改正法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置及び新型インフルエンザ等緊急事態が発生したときにおける特別な措置等を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の適用の対象に、新型コロナウイルス感染症を暫定的（政令により、令和 3 年 1 月 31 日まで）に位置付けることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

改正法及び政令の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、迅速かつ的確に対策、措置等を講じられるよう、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、改正法については、別添 1 及び別添 2 のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法及び政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 改正法の内容

1 新型コロナウイルス感染症に関する特措法の適用の特例（附則第1条の2第1項）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、改正法の施行の日から（令和2年3月14日）から政令で定める日（政令により令和3年1月31日まで）までの間、法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして、この法及びこの法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用すること。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 特措法第14条に関する経過措置（附則第1条の2第2項）

特措法第14条は、新型インフルエンザ等の発生等に関する厚生労働大臣による報告に関し、規定を設けているが、新型コロナウイルス感染症においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第1項に基づく公表によることなく、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた報告を行うことができるよう附則第1条の2第2項に規定する。

この規定による読替後の特措法第14条の報告に基づき、特措法第15条に規定する政府対策本部の設置を検討することを想定している。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

※第2項による読替後の特措法第14条

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

3 行動計画等に関する経過措置(附則第1条の2第3項)

特措法第6条から第9条までに規定する政府行動計画(※)、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下「行動計画等」という。)については、既存の行動計画等における記載を施行後に、新型コロナウイルス感染症の記載としてみなすことができる旨を規定したものである。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

※なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画は「病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもの」(I.3)であり、実際に発生した際には、「病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、…対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定する」(II-2)とされている。

第2 政令の内容

改正法により、政令で定めることとしている、改正法の施行の日から、暫定的に新型コロナウイルス感染症を法に位置付ける期日は、令和3年1月31日までとすること。

第3 施行期日

改正法及び政令は、公布の日の翌日(令和2年3月14日)から施行するものとすること。

第4 改正法及び政令に関する問い合わせについて

改正法及び政令に関する質問がある場合には、令和2年3月19日（木）までに内閣官房新型インフルエンザ等対策室（メールアドレス：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp）までお願いします。メールを送信いただいた場合は、必ず03-6257-3086（内閣官房新型インフルエンザ等対策室（*不通の場合は03-6257-1309））までその旨を連絡いただくようお願いいたします。

当室では、御質問の内容を踏まえ、一般的な内容等公表できる質問がありましたら、状況に応じQ&Aの発出を検討する予定です。なお、原則としていただいた御質問については、直接当室から電話等で回答をさせていただく予定です。

地域感染期

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）
県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制**(1)-1 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ① 緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集**(2)-1 情報収集**

海外発生期の記載を参照

(2)-2 サーベイランス

県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等によるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。（学校教育課、こども福祉課、健康増進課）

（３）情報提供・共有

（３）-１ 情報提供

地域未発生期の記載を参照

（３）-２ 情報共有

海外発生期の記載を参照

（３）-３ コールセンターの継続

コールセンター等に寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターを継続する。（健康増進課）

・ Q & Aの改定版配布等（健康増進課）

（３）-４ その他

海外発生期の記載を参照

（４）予防・まん延防止

（４）-１ 市内でのまん延防止対策

① 国及び県と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室）

・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室）

・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校教育課、こども福祉課、健康増進課）

・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係課室）

② 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（高齢障害課、こども福祉課、健康増進課）

(4)-2 予防接種(住民接種)

- ① 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② 住民接種実施についての留意点は地域未発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
 - ・ 県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、適宜協力する。(健康増進課)
 - ・ 県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うことに、適宜協力する。(関係課室)
 - ・ 特措法第24条第9項の県の要請に応じない施設で、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。(関係課室)
- ② 住民接種の実施
 - ・ 地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。
 - ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
 - ・ 住民接種の広報・相談については、地域未発生期(緊急事態宣言がされていない場合の措置)の項を参照。

(5) 医療

(5)-1 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(高齢障害課、こども福祉課、健康増進課)

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し（特措法第48条第1項及び第2項）、医療を提供する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。（関係課室）

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（生活安全課、その他の関係課室）

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-3-1 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認に協力する。（関係課室）

(6)-3-2 水の安定供給

地域未発生期の記載を参照

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（特措法第59条）。（生活安全課、その他の関係課室）
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（生活安全課、その他の関係課室）
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれ

あるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(生活安全課、その他の関係課室)

(6)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

行動計画等に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6)-3-5 埋葬・火葬の特例等(特措法第56条)

- ① 市内の火葬炉を可能な限り稼働させる。(環境課)
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(環境課)

消毒液、マスク 在庫一覧(備蓄分)		3/16現在	
	消毒液	マスク	
総務課	73 L	2350	枚
健康増進課	0 L	3000	枚
教育総務課	70 L	600	枚
合計	143 L	5950	枚

新型コロナウイルス関連問合せ等							3/16現在	
月日	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	施設利用 可否等	イベント・行 事関連	苦情	その他	計
3/1 ~ 3/16	3	2	0	9	8	1	11	34

市町	分類	政策	制度	対象	新聞掲載日
宇部市	物品	学童保育に給食提供			3月13日
長門市	相談	事業者向け納税相談ワンストップ窓口設置	新設	事業者向け	3月12日
長門市	融資	中小企業長期経営安定資金融資制度にコロナウイルス対策枠を新設	現行	事業者向け	3月12日
光市	融資	中小企業が金融機関から融資を受ける際の保証料を全額補助	新設	事業者向け	3月12日
山口県	物品	保育所、介護施設にマスク4万枚提供		事業者向け	3月11日
山口県	物品	保育所、介護施設に消毒用アルコール500本提供		事業者向け	3月11日
岩国市	物品	妊婦にマスク配布(対象900人/1人5枚)		個人向け	3月11日
萩市	融資	中小企業に運転資金支援(限度額1000万円、保証料、3年間の利子も全額補助)	新設	事業者向け	3月6日
山口市	融資	中小企業に市の制度融資を拡充して支援(運転資金、設備資金それぞれ限度額1000、保証料全額負担、金利1.3%)	現行	事業者向け	3月7日
宇部市	その他	ロボットとネット中継を用いた遠足疑似体験			3月7日
周南市	その他	児童クラブ向けに市大生アルバイト雇用			3月7日
下関市	融資	事業者向け経済政策を検討(具体策は3月中に発表)	不明	事業者向け	3月10日
下関市	物品	医師会にマスク1万枚を配布		事業者向け	3月10日

県内市町支援状況

2020/3/13

市名	配布物品	配布先	配布日時	入手経路	その他支援	報道発表
下関市	なし				なし	
宇部市	マスク (使用期限切れ)	希望する高齢者施設等のスタッフ	随時	インフルエンザ対策の際の在庫 13,000枚	なし	済み
山口市	なし				なし	
萩市	マスク (備蓄していたもの)	医師会9,000枚 歯科医師会1,000枚	未定	備蓄していたもの	なし	3月12日
防府市	なし (在庫が十分ではない)				なし	
下松市	マスク (備蓄していたもの)	医師会8,000枚	済み	備蓄していたもの	なし	なし
岩国市	マスク(防災備蓄)	妊婦、1人5枚	随時	備蓄していたもの6万枚を市内部を 優先的に配布している	なし	済み
光市	なし (在庫が十分ではない)			古い在庫のみ	なし	
長門市	なし (在庫が十分ではない)			インフルエンザ対策の際の在庫 7,000枚	なし	
柳井市	検討中				なし	
美祿市	なし (在庫が十分ではない)			古い在庫のみ	なし	
周南市	マスク (備蓄していたもの)	公立、私立の保育園、幼稚園、高齢 者施設等に1施設当たり50枚	随時	備蓄していたもの(17,000枚)	おまけで手 袋	済み

令和元年度 年度末 令和2年度 年度始め 行事一覧

実施予定日	行事名称	学校・委員会	実施について	学校・市教委の対応
3月5日	中学校卒業式	学校	実施済	規模縮小・時間短縮で実施した
3月12日	松原分校卒業式	学校	実施	規模縮小・時間短縮で実施予定 卒業証書・通知表・記念品等を渡す
3月19日	小学校卒業式	学校	実施	規模縮小・時間短縮で実施予定 卒業証書・通知表・記念品等を渡す
3月23日	埴生幼稚園卒園式	園	実施	規模縮小・時間短縮で実施予定 卒園証書・記念品等を渡す
3月17日	教職員異動内示	市教委	実施	指導主事4人で全学校を回り、校長に手交する。
3月23日	埴生小中学校引っ越し	学市	実施	感染症対策をし、埴生小中教職員、有志、市教委で引っ越しを実施。
3月27日	第1回臨時的任用職員研修会	県教委	実施	高泊小学校体育館 手続きのみ <ul style="list-style-type: none"> ・体育館後方、入り口近くに手続場所を準備 ・当日朝からの準備で実施可能 ・時間帯を分けて来校するので、駐車場整理が必要
3月30日 3月31日	離任式	学校		<ul style="list-style-type: none"> ・登校日とし、授業日扱いにしない。 ・1～5年生は修了式（通知表を渡す準備） ・1～6年生で離任式（先生方とのお別れの準備） ・運動場での開催も可能 ・感染症対策や換気を行い、短時間ですませる。 ・修了式は、放送で行うこともできる。 ・安心メール、電話、ホームページ等で児童生徒全員に実施方法や時間を周知する。
3月31日	年度末辞令交付式	市教委	実施予定	例年通り実施 9:00～9:30 第二委員会室 駐車場確保済 学校に通知済み
4月1日	着任式	市教委		<p>（不二輸送機小ホール 研修室を予約済） 実施する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 9:00の開館と同時に準備開始 文化会館小ホール 研修室 ② 13:30から実施 ③ 市章旗・国旗等の掲揚、赤カーペットなどの装飾は省く ④ 参加者も可能な方のみとし、人数を最小限とする ⑤ 式の時間も短くし、参加者の挨拶は名簿の紹介に代える ⑥ 市長あいさつ（依頼済）順番を早くに繰り上げる ⑦ 新採の宣誓等は行う 着任者代表辞令受取と挨拶は（実施・省略） ⑧ 転入者の「宣誓書」「飲酒運転に関する誓約書」「校長住居届け」は、会場で回収する <p>中止する場合</p> <p>※市民館は、先予約あり 使用不可 ※臨時駐車場の確保</p> <p>代案1 式を学行せず、文書の手交に代える <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課で、学校長に書類を手交し、学校で各教職員に渡す。 ・市長のお祝いの言葉は封筒に入れる ・転入者の「宣誓書」「飲酒運転に関する誓約書」「校長住居届け」は、運送で市教委に送付してもらう ・着任者への確実な連絡 </p> <p>代案2 内示と同じく、指導主事が学校を回り校長へ手交する</p>
4月6・7	入学式等準備	学校		<p>（例年入学式会場準備・教室移動等で児童生徒が登校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常通り実施 ・教職員のみで対応（できる範囲内で）
4月8日	始業式	学校		<p>開催案1：通常どおり</p> <p>開催案2：卒業式に準じて、規模縮小・時間短縮で行う。</p>
4月8日	入学式	学校		<p>開催案1：通常どおり</p> <p>開催案2：卒業式に準じて、規模縮小・時間短縮で行う。</p>

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [商工労働課](#) > [新型コロナウイルスに関する中小企業支援のご案内](#)

新型コロナウイルスに関する中小企業支援のご案内

更新日：2020年3月9日更新

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響が生じている中小企業者の方への支援策等について、随時掲載していきます。

新型コロナウイルスに関する中小企業支援のご案内

相談窓口のご案内

下記機関において、相談窓口を開設しております。最寄りの機関をご利用ください。

[小野田商工会議所ホームページ\(外部サイト\)](#)

[山陽商工会議所ホームページ\(外部サイト\)](#)

※その他機関による相談窓口の開設状況は、[経済産業省のホームページ\(外部サイト\)](#)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響が生じている中小企業者の方への金融支援について

セーフティネット保証に関連した金融支援について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の方は、セーフティネット保証(4号、5号)に関連した融資をご利用いただけます。

詳しくはこちらから詳細をご確認ください。

山陽小野田市中心企業振興資金に関する融資条件の変更について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者に対する円滑な資金調達を支援するため、本市中小企業振興資金融資の取扱いについて、下記のとおり変更します。

市融資制度の併用利用を可能とする（令和2年3月9日から令和2年6月30日まで）

コロナウイルス感染症に起因する資金調達である場合は、本市中小企業振興資金融資の併用（別口利用）を可能とします。

*ただし、併用できる融資額は、融資限度額から既に受けられている融資額を差し引きした残りの額となります。

また、その他要件等がありますので、市または、商工会議所、市内の金融機関へお問合せください。

- 本市中小企業振興資金については、こちらから詳細をご確認ください。

雇用関係助成のご案内

雇用調整助成金の特例措置について

新型コロナウイルス感染症への対応として、雇用調整助成金の特例措置が実施されています。助成金申請の窓口は山口労働局になりますので、申請等については山口労働局にお問い合わせください。

- [山口労働局ホームページ（外部サイト）](#)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設について

国は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組み（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を設けることとしています。

制度の詳細については、[厚生労働省ホームページ（外部サイト）](#)をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策パンフレット等について

その他、経済産業省がまとめている新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援の詳細については、[経済産業省ホームページ（外部リンク）](#)をご確認ください。

このページに関するお問い合わせ先

商工労働課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

庁舎2階12番窓口

商工労働係

Tel : 0836-82-1150

Fax : 0836-83-2604

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



シェアする



報告事項（市民部関係）

○住民基本台帳事務等の取扱いについて（市民課）

今後、住民異動の繁忙期を迎えることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当面の緊急措置として、下記により住民基本台帳事務を取り扱う。（総務省自治行政局通知）

1 転出届の取扱い

窓口での転出届の受理及び転出証明書の交付が基本とされているが、郵便等を利用する方法により行わせることとして差し支えない。

2 届出期間を経過した者の取扱い

転入、転居等の届出については、届出事由が生じた日から14日以内に行わなければならないが、正当な理由がなく当該期間を経過した者は科料に処すこととされているが、当分の間、当該期間を経過した者について「正当な理由」があったとみなす。

○防疫活動について（環境課）

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延を防止し、市民の安全と安心を確保することを目的として、感染症法第27条及び第29条並びに山口県感染症予防計画に基づき、山陽小野田市地域防災計画に示された防疫斑の活動に準じて消毒作業を実施する。

1 患者発生から消毒作業に至るまで

PCR検査の結果、陽性の場合は、保健所の職員が行動歴等を調査し、調査の結果、消毒が必要となった場合は、県から施設の管理者等に消毒を依頼（勧告）する。管理者等による消毒が困難な場合は、県又は市が消毒を実施する。

2 防疫体制について

- ・消毒作業に必要な装備品、車載品について調達済。
- ・消毒液について、次亜塩素酸ナトリウム 4,000ℓ（噴霧範囲を 240 m² として住宅約 2,000 戸分に相当）を確保。
- ・消毒作業の方法、留意事項等について環境課内で確認済。